鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部(第239回) 県内市町村新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

▶ 日時:令和4年8月4日(木)午後2時から

▶ 場所:鳥取県庁災害対策本部室(第2庁舎3階)

▶ 出席:知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、

子育て・人財局、生活環境部、商工労働部、教育委員会

(テレビ会議参加)

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

鳥取市保健所長

各市町村長

公益社団法人鳥取県医師会 渡辺会長

公益社団法人鳥取県中部医師会 安梅会長

公益社団法人鳥取県西部医師会 根津会長

公益社団法人鳥取県看護協会 松本会長

一般社団法人鳥取県薬剤師会 原会長

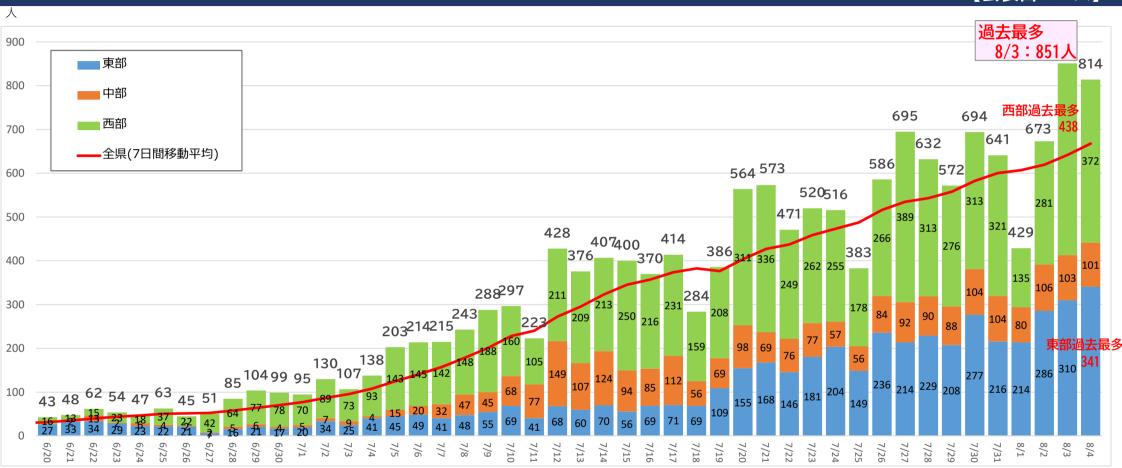
鳥取大学医学部 千酌教授 (アドバイザー)

議題:

- (1) 県内の感染状況について
- (2) その他

新規陽性者数の推移

【公表日ベース】

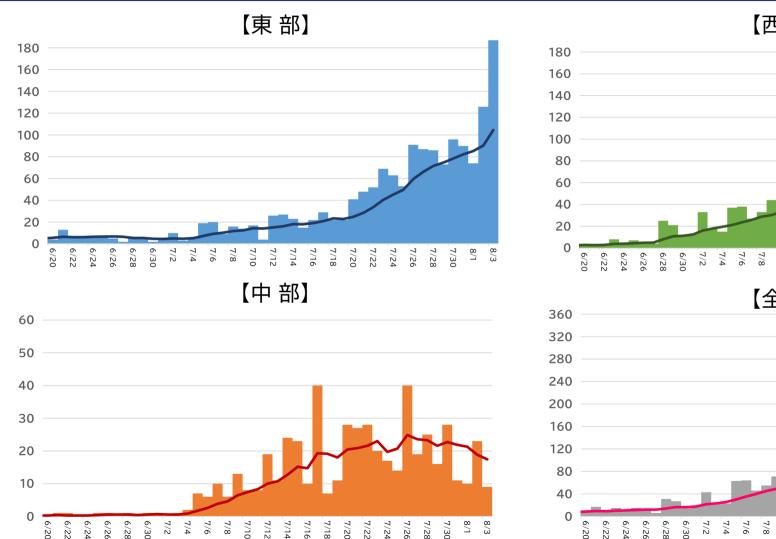


6/20~8/4保健所ごとの累計発表陽性者数

管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	4,824	2,556	8,151	15,531

感染経路不明者数の推移

【公表日ベース】

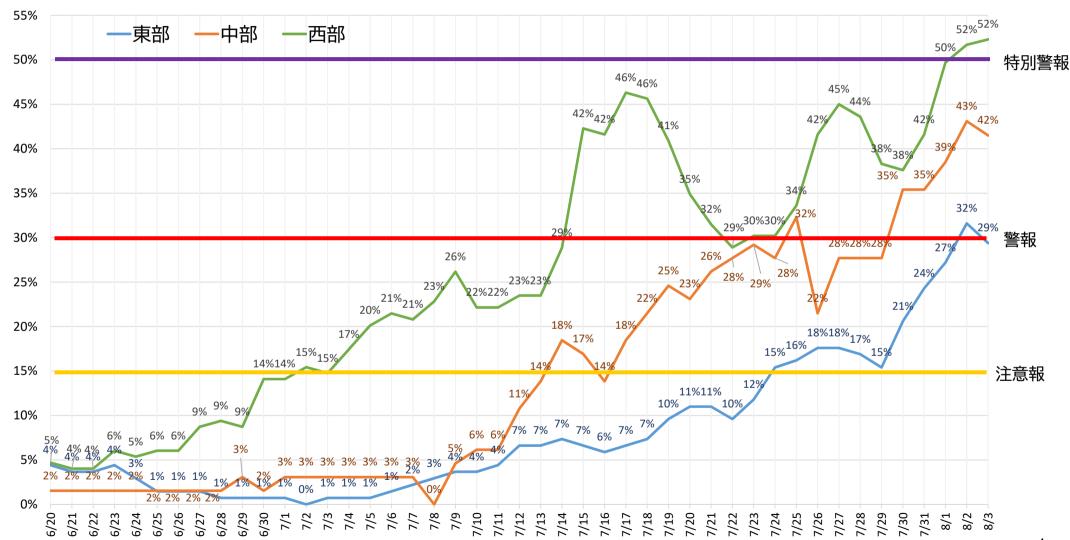






※折れ線グラフは7日間移動平均 ※東部8月3日数値は速報値

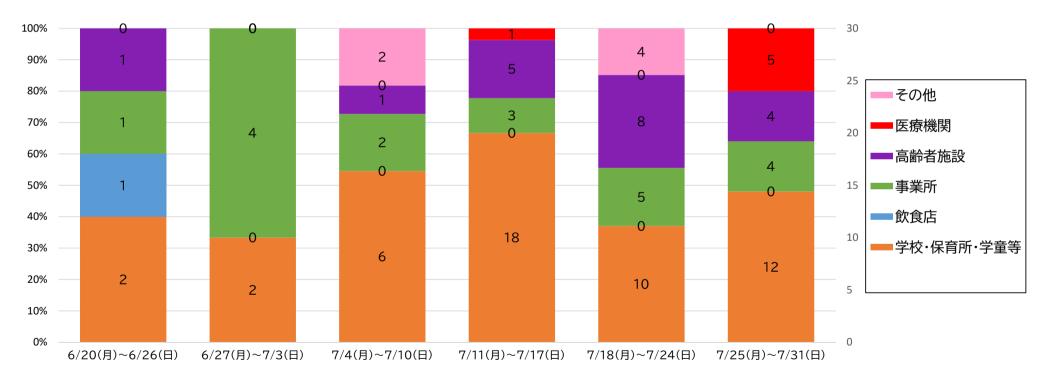
病床使用率の推移



第7波において確認されたクラスターの傾向

◎県内で119件(8/4現在)のクラスターを確認

- 事業所クラスターも引き続き発生し、高齢者施設・医療機関での発生も増加
- ▶ 更に、夏休み期間に入ったことから、放課後児童クラブや部活動を介した感染拡大が増加



発生確認曰:令和4年6月20日~令和4年7月31日

「鳥取県版 新型コロナ警報」(8月4日現在)

西部地区に「特別警報」、東部地区に「警報」を発令します。

中部地区に「警報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	8/4~
中部地区	警報	8/2~
西部地区	特別警報	8/4~

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超)(3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(8/3)> 東部(29.4%)、中部(41.5%)、西部(52.3%)

[⇒]中部地区は40%を超えており、「特別警報」に近づいています。

県内全域に「感染拡大警戒情報」を発出中

新規陽性者数が急拡大していることから、<u>県内全域に「感染拡大警戒情報」</u> を発出しています。

特に家庭、学校、保育施設で子どもたちの感染が増えていますので、換気やマスクの着用など、今一度、対策の徹底をお願いします。

引き続き感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	①10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:100人/週 警戒:200人/週	②感染経路不明数 【7日間移動平均】 注意:東西 10人/日 中 5人/日 警戒:東西 30人/日 中 15人/日	③新規陽性者 数の前週比 【3日間累計】 注意:増加 警戒:1.5倍
東部地区	感染拡大警戒情報	7/20~	822.8人/週	104.6人/日	1.38倍
中部地区	感染拡大警戒情報	7/11~	686.4人/週	17.4人/日	1.17倍
西部地区	感染拡大警戒情報	7/4~	925.7人/週	104.0人/日	1.13倍

西部地域への「特別警報」発令に伴う対応

○事業所における分散・交代勤務、テレワークの促進

- ◆お盆休み等も活用し、分散・交代勤務の実施やテレワークの活用を積極的に推進
- ◆商工団体に対して緊急に依頼文を手交

〇イベントの延期等検討・事前現地点検、イベント前後の会合の感染対策の徹底

- ◆イベント開催の延期等を検討
- ◆1000人以上のイベントは、開催前に現地点検を実施(100人以上は事前届出)
- ◆イベント前後の会合についても万全の感染防止を。特に、会食は、認証店を利用し黙食・マスク会食を 徹底するよう呼びかけ

○西部地区県立学校の感染対策の徹底

- ◆授業等の対応 → 課外活動、補習等は、対面ではなく、ICT等を活用してオンライン等で実施
- ◆学校行事の対応 → 延期等を検討
- ◆部活動の対応 → 活動時間は原則短縮、県内外の学校との練習試合、合宿等の延期等を検討

○放課後児童クラブの緊急点検、保育所等の登園・登校調整の検討

- ◆各放課後児童クラブに、特に感染拡大につながった要因と考えられる換気、物品の消毒、空き教室の 活用状況などについて、緊急自主点検を依頼
- ◆家庭等での保育が可能な方への登園·登校調整の検討を市町村へ働きかけ

エアロゾル感染に対する最大限の対策を!

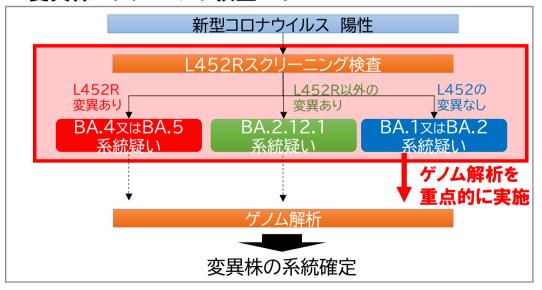
主な感染経路として「エアロゾル感染」が疑われる事例が増加しています。科学的な知見も踏まえ、あらゆる場面で、「正しい不織布マスクの着用」「密の回避」「効果的な換気」などエアロゾル感染への最大限の対策をお願いします

- ■本堂毅准教授(東北大学大学院)ら専門家グループによる科学的根拠に基づいた感染対策の提言(令和4年7月25日)
 - ・現在の科学的知見では、空気感染が主ルート。徹底消毒より空気感染対策が最優先。感染者の咳やくしゃみ、会話などから 排出されるウイルスを含んだ飛沫のうち、空中を漂い続けるエアロゾルが感染の主な原因となっている。
 - ・ウレタンマスクや布マスクはエアロゾルには効果がない。不織布マスクを適切につけることが重要。
- ① 布マスクやウレタンマスクは"エアロゾル感染"に対して効果が低いとの指摘もあります。
 - ⇒ 不織布マスクの正しい着用をお願いします。
- ② 狭い空間に人が集まる・定員以上に人が入った空間ではエアロゾルが発生しやすくなります
 - <u>⇒ 近しい人との間でも密は絶対に避けてください。</u>
- ③ 換気不足や換気阻害による感染拡大事例も報告されています
 - ⇒ 空気の流れを意識して効果的な換気を徹底してください。

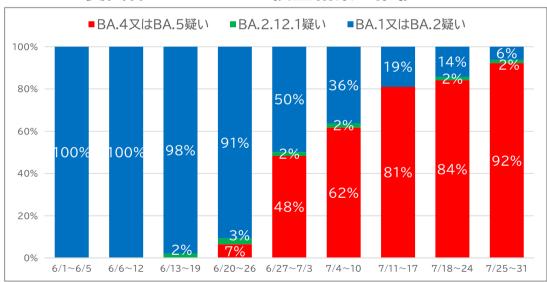
オミクロン株の新系統「BA.2.75」重点検出体制へ移行

- 〇県内は9割以上が「BA.4xはBA.5系統疑い」(変異株スクリーニング:L452R陽性)
- ○「BA.2.75系統」を速やかに検出する体制へ移行
 - → 「BA.1 ¬uはBA.2系統疑い」(L452の変異なし)を重点的にゲノム解析
- ※「BA.2.75系統」:2022年6月にインドで初報告。国内でも神戸、東京、大阪などで12例検出。感染力が3倍強いとの研究報告も (別名ケンタウロス)ある。

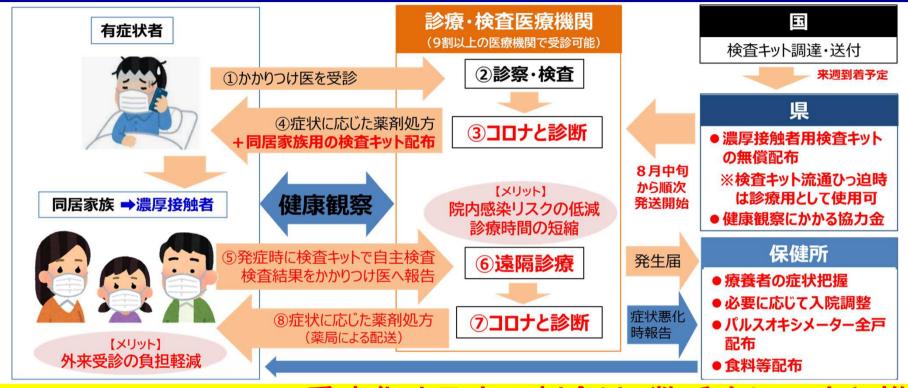
<変異株スクリーニング検査スキーム>



<L452R変異株スクリーニング検査結果の推移>



鳥取方式で在宅療養「家族みんなで健康システム」~国の抗原検査キット配布事業を活用~



日本感染症学会等4学会の声明 重症化する人の割合は、数千人に一人と推定

本県の対応

- 発症時にはかかりつけ医へ相談する診療・検査体制を維持し、早期治療
- 症状があれば、重症化リスクの有無にかかわらず、かかりつけ医へ相談相談先に迷う場合は「受診相談センター」で医療機関を案内
 - ※救急医療を守るために、診療時間内での受診を推奨

【参考】日本感染症学会等4学会

- ●症状が軽い場合、検査や薬のための受診は不要
- ●症状が重い、37.5℃以上の発熱が4日以上続く、65歳以上、基礎疾患あり、妊娠中、ワクチン未接種など、 重症化リスクのある方は早めにかかりつけ医へ相談

お盆・帰省シーズン、今一度の感染対策のレベルアップを!

① 県外往来の際は、今まで以上に感染対策の徹底を

- □ お出かけの際は、人混みなどの密を避ける、正しいマスクの着用、消毒徹底
- 県外往来から帰ってきた後は積極的に無料検査を受検
- 県外から来県される皆様も、来県前のワクチン接種の完了及び積極的な無料検査の受検

② お盆時期の親戚・友人など近しい人との交流でも感染防止に注意を

- □ 人が集まる場面では家でもお店でも定期的な窓開け換気 (2方向の窓を開けて空気の流れを意識して換気)
- □ 宴席·会食時の密は絶対避ける、乾杯·回し飲みの禁止、黙食·マスク会食の徹底
- □ 誰もが『少しでも体調が悪ければ参加しない』を当たり前に

③ イベント開催はより一層の注意レベルを上げた対策を

- □ 開催2週間前までに100人以上のイベントは県への「感染防止安全計画」の届出
- 屋内外問わず大声を出さない、メリハリつけたマスク着用、屋台や出店での密集回避・入場制限など密にならない 環境づくり、スタッフの体調管理など基本的な感染対策の徹底
- □ 特に**屋内イベントは十分な換気対策**(広めの会場で30分に1回数分程度の窓全開換気など)
- □ <u>イベント前後の会合も万全の感染対策を。特に会食は認証店を利用し黙食・マスク会食を徹底</u>

特措法第24条第9項による「感染防止特別要請」

全国と同様にBA.5系統の感染が急拡大しています。

命や健康、大切な人、医療、地域を守るため、みんなで協力して感染予防を徹底しましょう。

- 区 域 鳥取県全域
- 期 問 令和4年7月21日から8月31日まで
- ■要請内容
 - ➤ 飛沫を意識して、メリハリのある正しいマスク着用をお願いします。
 - ▶ 感染リスクを下げるため、密を避けるようお願いします。
 - 飛沫が付着しやすい共用物(電話機等)は、使用後に必ず消毒をお願いします。
 - 基本的な感染防止対策の徹底やワクチンの追加接種をお願いします。
 - エアロゾル感染が推測されるクラスターが発生しているので、換気が大切です。(エアコン使用時 もこまめな換気をお願いします。)
 - ▶ 人と人との距離の確保(2m程度)をお願いします。
 - 宴席では、席を離れてお酌して回ることは控え、<u>黙食・マスク会食</u>をお願いします。
 - ▶ 発熱等の症状があれば他の人に感染を広げかねません。命と健康を守るため、速やかに医療機関を受診しましょう。
 - ▶ 感染不安がある方は、<u>積極的に無料検査を受検</u>しましょう。
 - ▶ 御自身や御家族の<u>体調不良の際には、出勤・登校をお控えください。</u>

部活動におけるクラスター感染事例を踏まえた学校の対策

- ・感染力が非常に強いBA. 5等の変異株による感染が部活動でも急拡大。
- ・クラスター等の事例で専門家等から指導のあった以下の点に特に留意し、感染対策をより一層徹底。

全学校の部活動で、生徒と顧問による感染防止対策の緊急点検・管理職による確認を実施

クラスター発生の主な要因

①体調不良時の対応が不徹底

- →体調不良を自覚しながら活動に参加
- →練習中に体調不良を感じたにもかかわらず 練習を継続

②基本的感染対策が不十分

- →活動中以外でのマスクなしの会話
- →手指消毒や共用具(部活動の道具等)の消毒等 の不徹底

③更衣室等での感染対策が不十分

- →更衣室等での飲食
- →更衣中におけるマスクの着用の不徹底



感染防止に向けた対策

- ●児童、生徒及び保護者へのより強力な協力依頼
- ▶ 倦怠感、のどに違和感、微熱等がある場合は、 絶対に登校を控えることの徹底

●基本的感染対策の徹底

- ▶ ミーティング中、休憩中は必ずマスクを着用
- ▶ 手指消毒や共用具の定期的な消毒の徹底

●更衣室等の利用ルールを徹底

- ▶ 更衣室等では飲食をしない、会話をしない
- ▶ 更衣中の正しいマスクの着用の徹底
- ▶ 更衣室等同時利用人数の徹底、換気の徹底 14

保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等 クラスター防止特別対策

- 感染していても無症状の児童がいます
 - ⇒施設内に陽性者が複数名いる前提で、意識レベルをあげ感染対策をお願いします
- PCR検査結果が陰性であっても、再登園後に、発症・陽性となるケースもあります
 - ⇒児童も職員も健康観察し、身体に違和感や不調があれば、登園を控えましょう
- すり抜け対策として、抗原検査、無料PCR検査を活用しましょう
 - ⇒社会福祉施設等PCR検査等支援事業補助金、無料PCR検査事業を8月末まで延長

【保育所等における対策例】

- ・保護者に丁寧に説明し、体調不良(発熱、のどの痛み、下痢等)の園児は、登園しないよう協力を呼びかけ
- ・家庭での健康観察に加え、登園時の玄関、午睡前の検温の実施など
- ・職員が、体調不良時に休みやすい環境・体制づくりに取り組み、抗原検査の実施、無料PCR検査を活用

【放課後児童クラブにおける対策例】

- ・学校から空き教室・体育館等の提供を受け、クラスを分けるなど、教室内での密を避ける
- ・食事や学習の席の固定・グループ分けなどにより、児童同士の接触を減らす工夫
- ・ドッヂボールなどの用具を介在した接触のある遊びを控える
- ⇒各放課後児童クラブに、特に感染拡大につながった要因と考えられる換気、物品の消 毒、空き教室の活用状況などについて、緊急自主点検を依頼 15

社会福祉施設 クラスター防止特別対策

- 認知症の高齢者がいる介護施設や、知的障がいのある方等がいる障がい者施設で は、マスクの着用など、利用者側の感染対策の徹底が難しい面があるのが実態。
- 平時における施設側の感染対策の徹底(緊急チェック)、検査対象の明確化、 感染発生後の現地指導の強化により、クラスター防止特別対策を実施。
- ① 家族陽性時の検査体制の強化
 - ・ 職員の家族が陽性となった時点で、感染可能期間(過去2日間)に当該職員と接触があった職員・利用者に対し、PCR検査又は抗原検査を、その後3日間継続して実施。(県10/10補助制度の活用)
- ② 平時における感染対策の徹底(最近の事例を踏まえた緊急チェック)
 - ・ 高齢者施設、障がい者施設において、最近のクラスター事例の分析を踏まえ、特に感染拡大につながった要因と考えられる部分(換気の不徹底、不十分な消毒等)を中心に、各施設に感染対策の緊急チェックを依頼。
- ③ クラスター発生施設に対する現地指導の強化
 - ・現地指導用チェックリストにより県特命チームが主導的に動くことで、クラスター発生施設に対する現地指導 を強化し、更なる感染拡大を防止。
 - ①、②について本日付で通知、②については1週間以内程度で結果報告を依頼。

医療機関クラスター防止特別対策

- BA.5系統の強い感染力の影響で、医療従事者や入院患者など医療機関関係の感染事例が急増。
- 職員からの院内への持込み例が目立つこと、いったん陰性であったが後に陽性とな る事案が確認されていることなどの最近の事案や非常にうつりやすくなっているウイ ルス特性を踏まえた取組の強化策を徹底。
- ①家族陽性時の検査体制の強化
 - ・職員の家族が陽性となった時点で、感染可能期間(過去2日間)に当該職員と接触があった職員・ 患者に対し、PCR検査又は抗原検査を、その後三日間継続して実施。(県10/10補助制度の活用)
 - ・患者の入院時検査にあたって、転院の場合の必須化、入院時検査で陰性が確認された場合であっても、入院後の体調変化を見逃さず必要に応じて検査を実施。
- ② ウイルス特性に応じた対応
 - ・個室より感染リスクが高まる大部屋における患者間の感染対策徹底のため、患者へのマスク着用の積極的な働きかけ、患者との接触度合いが高い医療従事者(リハ職員、看護助手等)における感染防護策の強化。(フェイスシールド、アイシールド着用)
- ③ 職員における持ち込み防止
 - ・職員への日頃の健康管理、出勤前の健康チェック・体温測定の実施、体調不良時の出勤見合わせの徹底。



本日付で医療機関に通知

県庁BA.5第7波対策緊急体制による保健所応援の更なる強化

陽性者数が倍増しても保健所業務に遅れが生じないよう、<u>県庁全体での</u> 応援体制を更に強化し、保健所機能を維持

- ◆疫学調査、My HER-SYS(陽性者等の健康管理システム)による健康観察等に遅れが生じないよう、本庁等からの応援職員を30人増員し、380人態勢で保健所業務応援を実施 ⇒ 陽性者の増加に応じて更に追加
 - •疫学調査を各部局で実施し、陽性者数に応じて聞取者を柔軟に増員
 - ・保健所の実施する学校・保育所等でのPCR検査が滞らないよう、必要な業務支援を実施
 - ・米子市から保健師等の応援受け入れを継続し、陽性者等への早期の連絡や相談体制を増強
 - ・早期に集団感染抑込みのため、「BA.5・第7波特別対策調整本部」も連携してクラスター対策を実施
- ◆保健所業務の外部委託化を更に推進し、県庁全体の負担を軽減
 - •在宅療養者の健康観察業務の一部を外部委託済み
 - ・新たに疫学調査の聞取業務の一部を外部委託化(8/4~)

<u>◎県庁全体で不急業務の先送り等を徹底</u>し、<u>コロナ関連業務を最優先</u>

・一部所属については、固定的に保健所等の応援業務に従事 (例:試験研究・調査、監査・検査、研修、観光・交流、徴税)18

事業所の皆さま お盆期間も感染対策をお願いします!

十分な換気などエアロゾル感染対策を徹底するとともに、可能な事業所については、 お盆期間中の「分散・交代勤務」や「テレワーク」の実施をお願いします

マスク着用

マスク着用する際は「鼻出しマスク」や「アゴマスク」にならないよう正しい着用を職場内で呼びかけ

換気の徹底

エアコンをつけていても30分に1回、数分程度の窓開け換気をお願いします

共用物 の消毒

飛沫が付着しやすい電話機やマイクは使用後に必ず消毒を行う

体調不良時 の出勤

従業員本人及びご家族が<u>体調不良時に無理せず休めるよう、休みやすい職場環境づくり</u>

検査勧奨

従業員が陽性となった時は、他の従業員や来訪者などに対して幅広に無料PCR検査の受検勧奨を

低リスクな勤務形態

- □ 症状のある従業員の出勤 自粛(休みやすい環境づくり)
- □お盆期間の出勤者の削減
- □交代勤務や分散勤務

Withコロナの働き方

- □ テレワークの常態化
- □ テレビ会議の活用等による 柔軟な就業形態の実現

事業継続への備え

- □ 優先業務の選定と体制確保 ※継続すべき業務と縮り可能な業務の選定
- □ 多数の欠勤者が生じた場 合の体制の備え

お盆時期の感染対策のレベルアップ~県外往来~

夏休みやお盆時期は県外往来の機会が増えます。県外往来をきっかけに感染が広がる事例もありますので、 県外往来する際は今まで以上に感染対策をパワーアップし、御自身と大切な人を守りましょう。

県外にお出かけする際は、

- ✓ 基本的な感染対策が最も重要です。正しいマスクの着用、消毒の徹底、人混みなど密を 避けるなど感染対策をパワーアップしましょう
- ✓ 飲食の際は、<u>感染対策が徹底されたお店を利用し、黙食・マスク会食</u>をお願いします

県外から来県、帰県される際は、

- ✓ 来県前後1週間は、大人数での会食など感染リスクの高い行動は控えましょう
- √ 家庭内でも感染対策を徹底しましょう(宿泊施設の利用も検討しましょう)

県外にお出かけする際も鳥取県にお越しになる際も、

- ✓ 積極的に無料検査を受けてください
- ✓ 体調が悪い時は、無理をせず県外往来は避けましょう

お盆時期の感染対策のレベルアップ~近しい人との交流~

お盆・帰省等で普段会わない親戚・友人や高齢者と接する機会が増えます。人が集まる場では、ご家庭でもお店でも、特に注意レベルを上げて基本的感染対策の徹底をお願いします。

近しい人との交流時の感染対策のポイント

- ご家庭でもお店でも<u>定期的な窓開け換気の徹底を</u>
 - エアコン使用中も2方向の窓・ドアを開けるなど空気の流れを意識した換気の徹底を!
 - ・ 窓開け換気は、数分間、窓・ドアを全開に!
 - ・ 飲食店でも、機械換気(換気扇)に加えて窓開け換気が重要。CO2モニターの活用も効果的!
- 大人数を避けるなど<u>密は絶対避ける</u>
 - ・ 定員以上の人を部屋に入れる・狭い部屋で会食を行うなど密な空間での会食は控えましょう!
 - ・ ホームパーティでも、密にならないような規模(人数・部屋の広さ)での実施を!
- <u>黙食・マスク会食</u>の徹底
 - 親しい間柄でもパーテーションを外したり・大騒ぎは控えてください!
 - ・ 乾杯・回し飲みは控えましょう!
- 無料検査や体調管理による感染の流入防止
 - ・ 少しでも体調がすぐれない場合は、会食に参加しない。飲食店は従業員を無理せず休む・休ませる
 - ・ 夏休み・お盆等で普段合わない友人等との会食前には検査で陰性確認を

「BA5」の感染事例を踏まえた感染対策の高度化 〜飲食・会食〜

会食等における最近の感染事例

・ 大人数が参加する会食や友人同士のホームパーティに参加した複数の者が同時期に感染している事例も増えてきている。

飲食・会食における感染対策の高度化のポイント

- 宴席では定期的な窓開け換気の徹底を
 - ・ エアコン使用中も2方向の窓・ドアを開けるなど空気の流れを意識した換気の徹底を!
 - 窓開け換気は、数分間、窓・ドアを全開に!
 - ・ 飲食店でも、機械換気(換気扇)に加えて窓開け換気が重要。CO2モニターの活用も効果的!
- 会食時の<u>密は絶対避ける</u>
 - ・ 定員以上の人を部屋に入れる・狭い部屋で会食を行うなど密な空間での会食は控えましょう!
 - ホームパーティでも、密にならないような規模(人数・部屋の広さ)での実施を!
- <u>黙食・マスク会食</u>の徹底
 - 親しい間柄でもパーテーションを外したり・大騒ぎは控えてください!
- 無料検査や体調管理による感染の流入防止
 - ・ 少しでも体調がすぐれない場合は、会食に参加しない。飲食店は従業員を無理せず休む・休ませる
 - ・ 夏休み・お盆等で普段合わない友人等との会食前には検査で陰性確認を
 - ・不安に感じる従業員・スタッフも積極的な無料検査の受検を

イベントでの感染防止対策の徹底

夏祭りや地域の集会等のイベント開催に当たっては、感染防止対策を徹底してください。 100人以上のイベントを開催する場合は、県へ<mark>感染防止安全計画の届出</mark>をお願いします。

換気の徹底

・屋内イベントは、広めの会場で、 十分な換気対策

(換気扇による常時換気、又は 30分に1回数分程度窓を全 開にして、空気を完全に入れ 換える)

・エアコン使用時も窓開け換気

出演者・スタッフの対策

- ・体調を確認し、体調不良時は参加しない
- ・<mark>控室内で</mark>の換気の徹底、距離の 確保
- ・県外からの出演者は、来県前に PCR受検を推奨

来場者への対策

- ・屋台・出店等での<mark>密集回避や</mark> 入場制限
- ・入場時に<mark>検温を実施</mark>し、発熱 等の症状がある者の参加を 断る
- ・イベント参加者の連絡先の 把握(1か月程度)

マスク着用・消毒

- ・マスクの常時着用の呼びかけの徹底 (屋外で十分な距離が確保できる場合を除く)
- ・大声は出さない
- ・マイクを使用する場合、使用の都度消毒

イベント前後の会合についても万全の感染防止をお願いします。特に、会食は、認証店を利用し黙食・マスク会食を徹底するようお願いします。

若年層の3回目接種の対策強化

夏休み期間中の小児接種(5~11歳)や、ワクチンバスを活用した18歳以上の大学生や働き盛り世代のワクチン接種に加え、8/14(日)から新たにイオンモール日吉津において中高生(12~17歳)向けのワクチン接種会場を開設し、若年層の3回目接種を進めます!

- ▶ イオンモール日吉津で「12~17歳の3回目接種」を開始 ~全ての年代の方が接種できます!~
 - $8/6 \pm 8/7 \pmod{8/13} \pm 8/14 \pm 8/20 \pm 8/21 \pmod{8/27} \pm 8/28 \pm 10$
 - ※土曜日(青字)に小児接種、日曜日(赤字)に12-17歳の3回目接種を実施
 - ※13時~16時、要予約(空きがあれば当日予約も可能)



<これまでの若年層の3回目接種強化の取組>

- ○企業への接種の働きかけによるワクチンバスの派遣(6/17~、延べ43回派遣(約800人))
- ○身近な場所での横展開による接種会場の設営(6/23~)

(参考)8月中のその他の県営接種会場開設予定

[東部] 新日本海新聞本社 8/27(土)

[中部] 倉吉シティホテル 8/19 (金・夜間),20 (土)

[西部] 米子しんまち天満屋 8/13 (土)

※市町村においても8月中に集団接種を実施

年代別3回目接種率(7/31時点)

	10代	20代	30代
鳥取県	35.2%	49.3%	49.5%
全国	34.3%	48.0%	51.7%

医療・介護従事者の4回目接種の早期実施

医療・介護従事者等の4回目接種について、<mark>医療従事者は8月末まで</mark>に、<u>介護従事者等</u> については8月末までに8割接種が完了</u>するよう、医療機関や市町村、関係団体と連携 して早期の実施に向けて取り組みます。

医療従事者等

- ◆ 病院・・・自院での接種により対応 ※概ね2月までに3回目を接種済み
- ◆ 診療所(医科・歯科・薬局等)・・・診療所等単位での個別接種、集団接種会場での 接種等により対応

介護従事者等

- プラル → ※359施設中、概ね2月までに3回目を接種済の ◆ 入所系施設・・・・自施設での接種により対応 251施設(約8割)が8月中に終了予定
- ◆ 通所系施設等・・・医療機関等での個別接種、集団接種会場での接種等により対応
 - ⇒自院接種が困難な医療機関・福祉施設等に対しワクチンバスの派遣等で **4回目接種早期完了を後押し**



無料検査(PCR検査等)をご活用ください

- ○無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- ○現在、県内94ヶ所の無料検査所において検査実施中です。 お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。
 - ※東部:40ヶ所、中部:23ヶ所、西部:31ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載
 - ※鳥取県無料検査コールセンター **☎0570-783-563** (土日含む毎日、9時~17時)
- ○無料検査事業を8月31日まで実施していますので、ご活用ください。

感染拡大傾向時の一般検査事業

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に 受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

- ✓ 旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。
- ✓ イベントなどを安心・安全に開催していただくため、参加者全員への事前検査に対する 支援制度を是非ご活用ください。





「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができている

Ⅲ:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値(8月3日現在)	本県独自目安 (状況を踏まえ総合的に判断)		
1 51-7(52) 133		II	Ш	IV
新規陽性者数(対人口10万人/週)	844.4人 (4,673人/55. 3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	41.4% (145/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床)	_	5 (0 %

参考指標	数値(8月3日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	1,051.5人 (5,819人/55. 3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	26.7% (4,673人/17,480件)
感染経路不明割合(直近1週間)	集計中

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター(5人以上の患者集団)が以下のとおり発生したことが8/3(水)に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
275	社会福祉施設の施設外での活動(催物)	_	鳥取市保健所管内	8名	7/29~8/1
276	高齢者福祉施設	\circ	東伯郡	6名	7/29~8/1
277	放課後児童クラブ	\circ	東伯郡	9名	7/30~8/1
278	県立倉吉総合産業高等学校	\circ	倉吉市	12名	8/1~2
279	医療機関	0	日野郡	25名	7/23~30
280	放課後児童クラブ	\circ	米子市	10名	7/29~8/1

2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養、在宅療養または宿泊療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(275例目)

社会福祉施設の施設外での活動(催物)

陽性者数	所在地
施設関係者8名	鳥取市保健所管内

まん延防止のための措置(第6条)

- ・催物の主催者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- ・県は、条例に基づき、催物の主催者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、7/28(木)以降、活動を行っていない。(当該社会福祉施設も7/29(金)から、運営を休止している。)

公表について(第7条)

催物の主催者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、 公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応(第8条)

今後、感染拡大防止措置が適切に講じられていないと判断される場合は、適切な措置を行うよう勧告する。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(276例目)

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
入所者及び職員6名	東伯郡

まん延防止のための措置(第6条)

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所は名簿に基づき全ての者の検 査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

公表について (第7条)

施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応(第8条)

今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策 特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点 検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(277例目)

放課後児童クラブ

陽性者数	所在地
児童クラブ関係者9名	東伯郡

まん延防止のための措置(第6条)

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者 の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、7/31(日)から閉鎖している。

公表について(第7条)

施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応(第8条)

今後、「鳥取県版放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(278例目)

県立倉吉総合産業高等学校

陽性者数	所在地
学校関係者12名	倉吉市

まん延防止のための措置(第6条)

- ・学校は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査 を実施した。
- ・県は、条例に基づき、学校に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。陽性者が発生した部活動は、8/1(月)から活動を休止し、陽性者が使用していた施設の消毒及び感染防止対策を行った。

公表について(第7条)

・学校は、施設名を公表することを了解済み

必要な措置の勧告及び県の対応(第8条)

今後、「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(279例目)

医療機関

陽性者数	所在地
患者及び職員25名	日野郡

まん延防止のための措置(第6条)

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施 した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

公表について(第7条)

施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応(第8条)

今後、鳥取県感染制御専門家チーム及び院内感染緊急対策チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の 点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(280例目)

放課後児童クラブ

陽性者数	所在地
児童クラブ関係者10名	米子市

まん延防止のための措置(第6条)

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者 の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/1(月)から閉鎖している。

公表について(第7条)

施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応(第8条)

今後、「鳥取県版放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例(抄)

(まん延防止のための措置)

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設使用者」という。)は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力(全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。)し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

(公表)

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

(必要な措置の勧告)

- 第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。
- 3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など 様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることがないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

くこころとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
10 改版	文的时间	电印	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	_
県立精神保健福祉センター		0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392

島取県東部新型コロナ感染拡大防止緊急メツセージ

鳥取市保健所管内においても、1日の新型コロナの陽性判明が300件を超える状況となりました。

このような中、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町は鳥取市保健所の体制強化のため、保健師の派遣を行い、 県からの支援をいただきながら、県と県東部1市4町が一丸となって対応にあたっています。

県東部の皆様は、1人ひとりが意識を高め、基本的な感染防止対策を徹底しましょう。

○1人ひとりの主体的な感染防止対策の徹底がまず何よりも重要です。

正しいマスクの着用、密の回避、こまめな手洗い・手指消毒、宴席における黙食・マスク会食、共用物の消毒など、基本的な感染予防対策を実施しましょう。

〇高齢者福祉施設や放課後児童クラブ、保育園などでクラスターが発生しています。

医療や救急のひっ迫を招かないためにも、高齢者や小さなお子様のいるご家庭や関係施設の方は、 特に注意が必要です。体調が悪いときは、無理に出勤・登園などをせず、かかりつけの医療機関に まず相談しましょう。

〇エアロゾル(空気中を漂うウイルスを含む粒子)感染予防策がオミクロン株では何よりも重要です。エアコンを使用する場合も定期的に窓を開けるなど、外から中、中から外へと流れのある換気を行いましょう。鳥取県、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町

緊急共同声明

過去に経験したことのない感染拡大に直面しており、 医療逼迫が差し迫っています

御自身・大切な人の命と健康、地域、社会、経済・雇用、生活を守るために、一人ひとりが基本的な感染防止対策を徹底しましょう!

重症化リスクの高い患者への医療に支障を来たさないよう、診療時間内の受診など医療機関を適正に利用しましょう

鳥取県

鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 岩美町 若桜町 智頭町 八頭町 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町 鳥取県医師会 鳥取県東部医師会 鳥取県中部医師会 鳥取県西部医師会 鳥取県看護協会 鳥取県薬剤師会